

電気工事業の承継のご案内

1 承継の概要

承継があった日（相続の場合にあっては、その相続の開始があったことを知った日）から 30 日以内に届けなければなりません。

- 譲渡の場合
- 相続の場合
- 分割の場合

罰則規定について

承継の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、電気工事業法第 42 条により 1 万円以下の過料に処せられます。

2 届出に必要な書類

変更内容 提出書類	譲渡		相続		分割・合併
	個人へ譲渡の場合	法人へ譲渡の場合	相続人が1人の場合	相続人が2人以上の場合	
登録電気工事業者承継届出書（様式第6）	○	○	○	○	○
誓約書（様式第1-(1)）	○	○	○	○	○
申請者の戸籍謄本			○	○	
商業登記簿謄本		○			○
主任電気工事士の誓約書（様式第1-(2)） ・事業主が主任電気工事士を兼ねる場合は不要。	○	○			○
電気工事業者譲渡証明書（様式第8）	○	○			
電気工事業者相続同意証明書（様式第9）				○	
電気工事業者相続証明書（様式第10）			○		
電気工事業者承継証明書（様式第10の2）					○
登録電気工事業者登録証（原本） ※ 登録事項に変更がある場合 「登録事項の変更のご案内」参照	○	○	○	○	○

3 届出方法

持参または郵送による。
(郵送の場合は書留(簡易書留)を使用してください。)

届出先：滋賀県防災危機管理局 電気担当
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(危機管理センター4階)
受付時間： 9:00 ~ 17:00(土・日・祝日を除く。)

4 交 付

登録証の提出が必要とされる届出の場合、受付後、登録証を訂正し、約10日間程度で郵送(配達記録)によりお返しします。


5 記入上の注意点

(1) 登録電気事業者承継届出書(様式第6)および電気工事業譲渡証明書(様式第8)の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名(営業所名ではありません)を記入してください。

(2) 登録電気事業者承継届出書(様式第6)の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。

(3) 記入方法について、不明な点があれば、防災危機管理局電気担当(TEL:077-528-3433)までお問い合わせください。

届出の内容に不備がないか、届出前にいま一度お確かめください。

	届出・お問い合わせ先	滋賀県防災危機管理局 電気担当 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-3433 FAX:077-528-6037 E-mail: as0003@pref.shiga.lg.jp
---	------------	---

登録電気工事業者承継届出書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒 —
住 所

氏名または名称
法人にあっては代表者の氏名

電話番号 () —

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業者の業務の適正化に関する法律第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	
被承継者に関する登録証の添付の有無	有 無

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。

誓 約 書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒

住 所

氏 名

(法人にあっては
名称および
代表者名)

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までの欠格事由に該当しないことを誓約いたします。

なお同法に規定する全ての業務を遵守することを併せて誓います。

欠格事由に関する事項 (法第6条第1項)

- 1 電気工事業法、電気工事士法第3条又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- 2 電気工事業法第28条(登録の取消し等)第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者。
- 3 登録電気事業者であって法人であるものが電気工事業法第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその電気事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者。
- 4 電気工事業法第28条第1項、第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しない者。
- 5 法人であって、その役員のうち前4号の一に該当する者がある者。
- 6 営業所について電気工事業法第19条に規定する要件を欠く者。

誓 約 書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒 ー

住 所

氏 名

(法人にあっては)
名称および
代表者名

わたくしの下記営業所にいる主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当しないことを誓約いたします。

記

営業所の名称	所 在 の 場 所	電気工事の	主任電気工事士	電気工事士免状の種
		種 類		類および交付番号
		一 般 用 電 気 工 事		第 種
				第 号
				交付年月日
		自 家 用 電 気 工 事		年 月 日

※電気工事の種類欄は該当する電気工事を○で囲むこと。

(備 考)

この用紙は、申請者が主任電気工事士を兼務する場合は不要。

電気工事業譲渡証明書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

譲り渡した者 住 所

氏名または名称

法人にあつては代表者の氏名

譲り受けた者 住 所

氏名または名称

法人にあつては代表者の氏名

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

1. 登録を受けた年月日および登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号

2. 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類

3. 譲渡の年月日

年 月 日

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。

登録電気工事業者相続同意証明書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

証明者 住 所
氏 名

証明者 住 所
氏 名

証明者 住 所
氏 名

証明者 住 所
氏 名

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号

3. 登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所

4. 相続開始の年月日

年 月 日

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 証明者の項は、登録電気工事業者の地位を継承するものとして選定された者以外の相続人全員が記名すること。
- ×印の項は、記載しないこと。

登録電気工事業者相続証明書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

証明者 住 所
氏 名

証明者 住 所
氏 名

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号

3. 登録電気工事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

4. 相続開始の年月日

年 月 日

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 証明者は、2人以上とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。

電気工事業承継証明書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

被承継者 住所
名称
代表者の氏名

承継者 住所
名称
代表者の氏名

次のとおり電気工事業の承継について証明します。

1. 登録を受けた年月日及び登録番号

年 月 日 滋賀県知事登録 第 号

2. 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類

3. 承継の年月日

年 月 日

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。